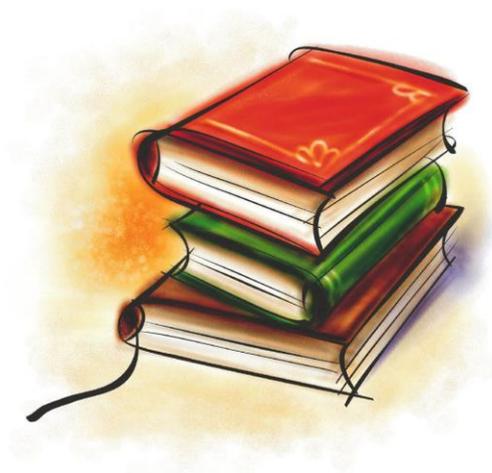


和木町子ども読書活動推進計画 第三次計画



令和3年(2021年)10月

和木町教育委員会

はじめに

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、思考力や表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をよりよく生きていく力を身につけていく上で、欠くことのできない大切なものです。

しかしながら、近年、子どもを取り巻く社会環境は急激に変化しています。インターネットやスマートフォンの情報メディアが急速に発達・普及し、多くの情報が氾濫するなかで、家庭環境・生活環境が変化し、価値観の多様化等による子どもの読書離れが指摘されています。

こうした状況の中、子ども自身がより多くの本に親しみ、読書の習慣を身に付けられるよう、園や学校、図書館、家庭・地域などが連携して子どもの読書活動を推進していくことが必要です。

そのため、国及び県は、法律に基づく「子どもの読書活動の推進」に関する基本計画や推進計画の策定に取り組み、社会全体で子どもの読書活動を推進しています。

本町においても、国及び県の「子ども読書活動推進計画」に基づき、平成18年に「和木町子どもの読書活動推進計画（第一次計画）」を作成し、平成24年に「和木町子どもの読書活動推進計画（第二次計画）」を策定してきました。その後、平成30年に、幼保連携型認定こども園の教育・保育要領や小学校・中学校の新学習指導要領の告示・施行に伴い、その内容等を勘案した部分改訂を行い、関係機関との連携や家庭・地域との協働による読書環境整備と読書活動支援を推進してまいりました。

この度、「和木町第5次総合計画」の後期基本計画や「第3次和木町教育振興基本計画」との整合性を図り、園・学校の先生方や図書館職員等からのご意見等を参考にし、「和木町子ども読書活動推進計画（第三次計画）」を策定いたしました。

次の時代を担う子どもたちが、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期に、本を読むことを通して「知」を広めるとともに、豊かな「感性」や「思いやりの心」を育み、社会の一員として健やかに成長できるよう、多様な場面でさまざまな本と出会える読書環境の整備に向け、本計画が掲げる施策の具現化に取り組んでまいります。

令和3年10月

和木町教育委員会

目 次

第1章 和木町子ども読書活動推進計画（第三次計画）の策定にあたって

- 1 計画の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象

第2章 これまでの取組状況等

- 1 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化
 - (1) 子どもの読書活動に係る法律・計画等の状況
 - (2) 学習指導要領の改訂等
- 2 子どもの読書活動の推進における取組の現状及び成果と課題
 - (1) 家庭における取組の現状及び成果と課題
 - (2) 地域における取組の現状及び成果と課題
 - (3) こども園における取組の現状及び成果と課題
 - (4) 学校における取組の現状及び成果と課題
 - ① 小学校における取組の現状及び成果と課題
 - ② 中学校における取組の現状及び成果と課題
 - (5) 町立図書館における取組の現状及び成果と課題

第3章 第三次計画における基本方針

- 1 地域ぐるみ、まちぐるみによる子どもの読書活動の推進
 - (1) 家庭、地域、学校が連携・協働した地域ぐるみ、まちぐるみによる推進
 - (2) 発達の段階を意識した読書活動の推進
 - (3) 読書活動を支える環境の整備
- 2 子どもの読書活動を支える人材の育成
- 3 普及啓発活動

第4章 第三次計画における施策の方向と具体的な取組

- 1 家庭における読書活動の推進
- 2 地域における読書活動の推進
- 3 こども園における読書活動の推進
- 4 学校における読書活動の推進
- 5 町立図書館における読書活動の推進

第5章 計画の推進体制

- 1 推進体制の整備
- 2 計画の進行管理
- 3 財政上の措置

今日の読書こそ、真の学問である。 吉田松陰

第1章 和木町子ども読書活動推進計画（第三次計画）の策定にあたって

和木町子ども読書活動推進計画 第一次計画、第二次計画及び第二次計画部分改訂の計画期間における成果と課題を踏まえ、本町における子どもの読書活動の輪を広げるとともに、さらなる充実をめざし、活動の推進に関する施策の方向や具体的な取組を示す第三次計画を策定します。

1 計画の趣旨

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第2条において、読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」として明確に位置づけられており、また、法律の基本理念として、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」と謳われています。

読書の楽しさや喜びを知り、読書習慣を身につけることは、日々の生活の中で自ら考え学ぶ姿勢を培うとともに、加速する社会の変化の中にあっても、自分を見失わず、たくましく生き抜く力となります。

そのためには、子どもたちの身近に本があり、それを手渡す大人がいて、いつでも読書を楽しめる環境を社会全体で整備していくことが必要です。

一方で、超スマート社会といわれる society 5.0 の到来による情報通信技術の発展により、子どもたちをとりまく状況は急激に変化しており、インターネット環境を通して、あらゆる分野の多様な情報に容易に触れることができるようになりました。

スマートフォン等の情報通信機器が普及し、それらを子どもたちが日常的に利用する中で、手軽に接することができるゲームやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などに費やす時間が増え、読書環境にも大きな影響を及ぼしています。

このような社会状況だからこそ、乳幼児期から親子のふれあいの中で本に親しみ、小・中学校、高等学校と読書の幅を広げられるよう、子どもがいつでもどこでも読書に親しめる優れた読書環境を整備していくことが求められます。

本町で行われている、読み聞かせボランティアの活動や小・中学校における朝読書の実施等は、読書に親しむ子どもを増やす効果をあげており、このことは、「緑の風薫る文化のまち和木町」を具現化する活動になっています。一方、目標達成が十分でないところもあることから、これまでの第二次計画における成果をさらに発展させ、新たな課題を踏まえた施策を進めていくことは、人づくり、まちづくり、教育・文化振興のうえでも、大きな意義があります。

2 計画の位置づけ

「和木町子ども読書活動推進計画（第三次計画）」は、第一次計画及びそれに続く第二次計画、部分改訂と同じく「子どもの読書活動の推進に関する法律」の趣旨に沿って策定するものです。

法律の中では、地方公共団体の責務として、「地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」としています。さらには、「事業者の努力」、「保護者の役割」、「関係機関等との連携強化」を示し、子どもの読書活動の推進に関する必要事項を定めています。

本計画は、この法律に基づく、国の「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成30年4月策定）及び「山口県子ども読書活動推進計画（第4次計画）」（平成30年度～令和4年度）を基本とするとともに、「和木町第5次総合計画」の後期基本計画（令和3年3月策定）や「第3次 和木町教育振興基本計画」（令和3年度～7年度）、「第2期 和木町子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度策定）など町の諸計画を踏まえるとともに、子どもの読書活動を“町ぐるみ「和木学園」”の取組の一つととらえ、子どもたちが日頃から読書に親しむことを習慣化することにより、豊かな知識と教養を育み、優れた思考力や判断力を養うことのできる読書環境の整備、充実を目標に定めています。

更には、子どもの読書活動の環境整備に関する施策を、家庭、地域、こども園、小・中学校及び町立図書館と関係部署・機関がさらなる協力・連携体制の強化を図り、多くの町民の理解を得ながら、着実に実践していくことをめざします。

いっしょによもう、いっばいよもう 2021・第63回 こどもの読書週間の標語

3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とし、社会情勢の変化等により必要な際には見直しを行います。

4 計画の対象

本計画の対象は、0歳から概ね18歳までの「子ども」とします。

※本町の18歳以下の人口 令和3年（2021年）3月31日現在 単位：人

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
51	63	62	55	71	62	71	76	74	77
10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	計
61	75	67	63	76	64	61	59	64	1,252

第2章 これまでの取組み状況等

1 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

(1) 子どもの読書活動に係る法律・計画等の状況

国では、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立したのち、平成14年に、この法律に基づいて「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を定め、その後、平成20年の第二次基本計画、平成25年の第三次基本計画に続き、平成30年には第三次計画の成果と課題を基に第四次基本計画が定められました。

第四次基本計画では、発達段階に応じた取組による読書活動の形成と友人同士で行う活動等を通じ読書への関心を高める取組が主なポイントとして挙げられています。

平成26年に「学校図書館法の一部を改正する法律」が成立し、学校図書館の職務に従事する職員として、学校司書の法制化がなされるとともに、学校司書への研修等の実施について規定されました。

また、文部科学省においては、学校図書館の充実を図るため、教育委員会や学校等に参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示した「学校図書館ガイドライン」や、学校司書の専門的知識・技能を取得できる望ましい科目や単位数等を示す「学校司書のモデルカリキュラム」を作成しました。

山口県では、平成30年に「山口県教育振興基本計画」及び「山口県子ども読書活動推進計画（第4次計画）」が策定されました。第4次計画においては、県民総ぐるみによる読書活動の推進、子どもの読書活動を支える人材の育成及び普及啓発活動を基本方針としており、令和4年度までの5年間で諸々の取組が実施されているところです。

(2) 学習指導要領の改訂等

学習指導要領が改訂され、平成29年及び平成30年に公示された小学校、中学校、高等学校の新学習指導要領においては、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に

応じて言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが求められています。

また、新幼稚園教育要領では、引き続き、幼児が絵本や物語等に親しむこととしており、それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむことが定められています。

2 子どもの読書活動の推進における取組の現状及び成果と課題

(1) 家庭における取組の現状及び成果と課題

・子どもの読書活動は、日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に浸透し継続して行われるよう保護者が積極的な役割を果たしていくことが大切です。子どもにとっての読書は、既に乳児期から始まっているといわれており、保護者が赤ちゃんに語りかけることにより言葉をおぼえ、次第にコミュニケーションを図ることができるようになります。

このため家庭においては、幼児期から保護者が民話や童話などの語りかけや読み聞かせをし、子どもが感じたこと、考えたことなどを親子で話し合いながら共通の話題で意思の疎通を図り、子どもが読書と出会うきっかけを作ることが望まれます。

・保護者が読書する姿を家庭の中で子どもたちに見せることも、子どもに読書についての関心を持たせる大事な要素となります。また、子どもがテレビを見ない時間やゲーム機、パソコンなどをしない日を設けるなどして、親子で「読書をする時間」を作る等、日常生活の中で読書に親しむ環境づくりをすることが大切です。

こども園・小学校・中学校では、毎月15日を「いこいの日」として、ノーテレビ・ノーゲーム、親子読書の日として位置づけ、この日は家庭学習を読書として、親子で会話やふれあいを大切にする日として取り組んでいます。

・家庭への情報提供については、図書館まつりの開催や町広報、図書館ホームページなどで、読み聞かせの楽しさや読書の重要性についての理解が促進されるよう努めていますが、より多くの手段により幅広く行う必要があります。

(2) 地域における取組の現状及び成果と課題

・町立図書館に正規職員が配置されていないことなどから、次項の「このゆびとまれ」以外には民間読書ボランティア団体などの育成やネットワークの構築ができていない状況にあります。

・おはなし会サークル「このゆびとまれ（通称：ゆびとま）」は、平成17年から、子どもたちに本の魅力や素晴らしさを伝えることに力を入れ、長年にわたり、町立図書館おはなし会での読み聞かせ活動や、こども園や小・中学校での読み聞かせ、朗読活動やパネルシアター、エプロンシアターなど工夫した取組を続けています。

これまでの活動が認められ、令和3年に山口県子ども読書活動団体表彰を受賞しました。

新たな会員の加入もみられます。子どもの成長に応じた読書のきっかけづくりや読書活動の習慣づけを図るため、引き続きの活躍が期待されます。

・乳幼児の心身の発達には、抱っこの温かさや語りかけの時間が大切だといわれています。

社会福祉協議会では、親子が肌のぬくもりを感じながら、ことばと心を通わすひと時を、絵本を介して共有することを推奨するため、共同募金などを財源として、赤ちゃん絵本贈呈事業に取り組んでいます。

地区担当民生委員、主任児童委員が戸別訪問し、希望の絵本2冊と絵本用バックを手渡ししています。毎年、40～50件の応募があります。

・また、社会福祉協議会では、子どもたちの心豊かな読書活動が一層盛んになることを願い、共同募金を財源として、毎年、小・中学校へ、図書購入費を贈呈しています。

・保健相談センターでは、来所時の待ち時間や幼児健診・育児相談等の各種保健事業の開催時に、絵本のコーナーを設けたり、遊具と一緒に絵本を備えたり、親子で絵本に触れ合える機会を提供しています。

また、絵本と出会うきっかけづくりとして、妊娠期から乳幼児期に開催する各種学級の中で、絵本の読み聞かせを体感する機会や町立図書館の活動紹介等の情報を

提供しています。

- ・保健相談センター内において、母子保健推進協議会による絵本コーナーの設置や絵本の読み聞かせの推進、すくすくフェスタ実行委員会等各種子育て支援団体による絵本にまつわるあらゆる企画を支援しています。

(3) こども園における取組の現状及び成果と課題

- ・平成18年4月から、幼稚園・保育所の一元化が開始されました。そして、平成31年（令和元年）4月にそれまで別々にあった保育所と幼稚園の施設が1つになり、和木町立和木こども園が開園しました。幼保連携型認定こども園として0歳から小学校就学前までの園児の教育及び保育が一貫して行われる環境が整いました。

- ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領には、領域「言葉」に「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わう。」という指導事項が示されています。また、その内容の取扱いとして「絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること。」と記載されています。

そこで、努力点として「絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を養い、相手の話を聞いたり、自分なりの言葉等で表現したりする力を養う。」という項目を挙げています。

- ・令和3年4月から、おはなし会サークル「このゆびとまれ（通称：ゆびとま）」が月1回（第3月曜）園を訪れ、2歳児～年長児を対象に絵本の読み聞かせを行っています。

- ・幼年消防クラブに加盟している事で、町内企業から提供していただいた本や、和木町商工会から寄贈していただいた本を園内の図書コーナーに設置し、年中組・年長組は月に1回本の貸出日を行っています。年少組はクラスで図書コーナーを訪れ、保育教諭が絵本の読み聞かせを通して利用しています。

・本園の教育課程の中の絵本（読書）指導年間計画では以下のように取り組んでいます。

絵本(読書)指導年間計画

絵本目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育者の読み聞かせを通じて、絵本への興味・親しみをもつ。 ○ 文字への関心を高め、自ら声に出して読む。 ○ 絵本のイラストや物語からイメージを膨らませ、表現することの楽しさを味わう。 	
期	ねらい	指導上の留意点
一学期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 絵本を読んでもらう心地良さを感じる。 ○ 本の片付け方や大切に扱う気持ちを養う。 ○ 文字の少ない絵本を読み本に親しむ。 ○ 絵本の読み聞かせの楽しさを味わう。 ○ 自ら読みたい絵本を探し、喜んで見る。 ○ 文字に関心をもち、覚えたり知っている文字を探したりする。 ○ 自分で読める喜びを見だし、友達と共感する楽しさを味わう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 静かに話が聞ける雰囲気づくりをする。 ○ 午睡の読み聞かせでは、安心して入眠できるよう配慮する。 ○ 子どもたち自ら絵本に親しみ、片付けやすい環境づくりを行う。 ○ 年齢ごとに子どもたちが興味をもつような絵本を精選し準備をする。 ○ 子どもとのやり取りを楽しみ、保育者自身が物語の楽しさを伝える。 ○ 発達段階にあった文字の大きさや量を意識し、子どもが親しみやすい絵本を選ぶ。
二学期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 好きな絵本を繰り返し読み、言葉を覚える。 ○ 物語をイメージし、予想する楽しさを感じる。 ○ 友達と一緒に絵本を見ることで、知っている事を教え合い、楽しむ。 ○ 絵本の時間に、一定時間落ち着いて読むことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集いの時間を大切にし、落ち着いた環境の中で、絵本の読み聞かせが行えるよう配慮する。 ○ 繰り返しの言葉や、リズムのある絵本などを読み聞かせながら、言葉遊びの楽しさを味わわせる。

三 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 紙芝居や少し長い物語を、落ち着いて最後まで聞くことができる。 ○ 絵本の中の物語について保育者や友達と振り返り、内容について考えることができる。 ○ 文字に慣れ、拾い読みをする。 ○ 絵のない物語を保育者の言葉からイメージし、内容を理解することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 園にある絵本を活用しながら、家庭でも読み聞かせの時間を大切にすよう声をかける。また、絵本の大切さを伝えつつ、子どもたちの興味のある絵本を紹介していく。 ○ 長い物語の絵本を毎日続けて読むことで、イメージを広げたり、本の世界に引き込まれながら集中力を高めたりする。
-------------	--	--

・保護者との連携を密にし、クラスだよりなどを通して幼児期に本に親しむことについての大切さを理解してもらうよう啓発しています。

また、町立図書館や関係機関との連携を密にし、保育教諭への指導・啓発・情報提供等により積極的な交流を図っています。

・こども園全体で、毎日の教育・保育活動に絵本の読み聞かせを取り入れています。毎日読み聞かせを続けることで、想像力、集中力を養っています。

(4) 学校における取組の現状及び成果と課題

・小・中学校においては、それぞれの連携を図るとともに、従来から授業や「朝の読書」などの読書活動に取り組んでおり、子どもの読書習慣を身につける上で大きな役割を果たしています。

学校は児童・生徒の健全な教養を育成するための自由な読書活動や読書指導の場であり、想像力や創造力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心を育む共通の場でもあります。学校における読書活動は、児童・生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、学校教育での授業の展開にともなう主体的な思考力、判断力、行動力などの「生きる力」が求められる教育の中核的な役割を担っています。

① 小学校における取組の現状及び成果と課題

- ・小学校では、学校図書館教育計画を策定し、次の目標を掲げています。
 - 心豊かな子どもの育成を図る。
 - 読書に対する興味や楽しんで読書しようとする態度を育て、望ましい読書習慣を形成できるようにする。
 - 学校図書館の利用の仕方、視聴覚教材の利用の仕方を身に付けさせるとともに、各種の情報を適切に選択し活用する仕方を身に付けられるようにする。

- ・学校図書館について、次のとおり読書指導の重点と年間指導計画を定めています。

読書指導の重点

低学年	<ul style="list-style-type: none">○読書に対する興味や意欲を喚起する。書籍を大切に扱う素地を養う。<ul style="list-style-type: none">・書籍の正しい扱いができる。・図書の本棚の整理整頓ができる。○図書館を正しく使えるようになる。<ul style="list-style-type: none">・図書室での正しい過ごし方を知る。・書籍を扱う前の手洗いを徹底する。
中学年	<ul style="list-style-type: none">○読書量の増大を図り、読書領域を広げる。<ul style="list-style-type: none">・図書の分類配列の概要を知る。(日本十進分類法の概要を知る。)・辞典や事典の使い方を知る。○書籍を大切に扱うことができる。

高学年	○自分で本を選択し、活用することができる。 ・ラベルの意味が分かる。 ・必要な情報を選択し、活用することができる。 ○書籍を大切に扱うことができる。
-----	---

年間指導計画

1 学 期	2 学 期	3 学 期
本の正しい扱い方 図書への借り方・返し方 図書館での過ごし方 子ども読書の日 課題図書への紹介、本の紹介 夏休みの貸出し 読書感想文募集のお知らせ	夏休みに借りた本の返却 読書感想文・読書感想画コンクールへの参加 選書会（要相談） 図書館祭り（未定）	1年間の読書活動を振り返る 図書室の本の整理

・月曜日・水曜日の8時15分から「朝の読書」を行っています。静かな雰囲気の中で、一日を始めることにより、ゆったりとした落ち着いた生活を送ろうとする心構えを育てるとともに、静かに本を読むことを通して、読書習慣を身に付けることをねらいとしています。

・学習に必要な資料の貸出しや施設見学、おはなし会サークル「このゆびとまれ」による読み聞かせ会の実施など、町立図書館との連携を図っています。

② 中学校における取組の現状及び成果と課題

・図書室の状況としては、学校司書の配置により、図書が丁寧に整理され、ディスプレイされた落ち着いた空間となっています。

平成23年度から蔵書をデータベース化しており、蔵書管理がスムーズに行えるようになっています。生徒の来室が集中する短い昼休み時間の蔵書の貸出しと返却を効率よく行うことができます。

・校内での読書活動として、「朝の読書」に取り組んでいます。8時5分から20分までの15分間着席して静かに読書をする事ができています。

また、給食配膳時の12時32分から40分までの8分間を「まどいの時間」と

名付けて、給食当番以外は着席して読書をしています。わずかな時間ですが中学生にとって、読書に親しむ貴重な時間となっています。

各教室には学級文庫が15冊常備してあります。月一度の委員会活動により、学級文庫を入れ替え、多くの本に触れることができるように配慮しています。

- ・月に一度、給食の時間に、校内放送にて、おはなし会サークル「このゆびとまれ（通称：ゆびとま）」による読み聞かせをしていただいています。

- ・各学級に2名ずつ図書委員がおり、計12名（6学級）で学校図書館の運営を行っています。日々の当番活動の他、学級文庫の管理や本の紹介の掲示物の作成などを行い、読書活動を推進しています。

図書館にある様々な本を手に取り興味をもってもらい、本の配架について知ってもらうため、文化祭での図書委員会のアトラクションとして「本の題名しりとり」を企画し実施しました。大変盛り上がり、多くの種類の本があることを全校生徒に知ってもらうよい機会となりました。

(5) 町立図書館における取組の現状及び成果と課題

- ・公立図書館は、大人ばかりでなく子どもにとっても自分の読みたい本を自由に選び、読書の楽しさを生活へ取り込むことのできる場所です。また、保護者にとっては、自分の子どもに与えたい本を選択し、子どもの読書活動について相談できる場所であればなりません。

和木町立図書館は、平成7年に増改築した際に、一般大人用と子どもの書架スペースを分離させ、子どもたちが親しみをもつ場所、安心して本を読むことのできる環境を整えました。また、耐震工事の際に子ども用絵本等の収納スペースを拡張し、貴重な本を保管できるような環境も整えました。

子どもたちが安全で安心して本を読むことができるよう、また、大人の目が届くように、書架や机、椅子の配置などを工夫しています。

- ・展示コーナーにおいて、時季にあわせた企画展示を行い、子どもたちの読書に対する関心を高めています。

また、子どもたちや保護者がさらに利用しやすいように本の配架を工夫し、「赤

ちゃん絵本コーナー」では、おすすめ絵本の展示をするなど、各コーナーの利用促進を図っています。

- ・小学校高学年から中学・高校へと学年が進むにしたがって読書離れが進む傾向にあることを踏まえ、この若い世代をターゲットとし、また、保護者から若い世代へのかかわりをもってもらうため、町立図書館中央部の目立つ位置にヤングアダルトコーナーを設置しています。

コミックのノベライズ版や映像化された作品の原作・ノベライズ版、話題になっている作品など気軽に手に取りやすい本を配架し、読書に関心をもつきっかけづくりを続けています。

- ・町立図書館の令和2年3月末の蔵書数は72,008冊、その内児童書は30,416冊、児童書の割合は42.24%で、近隣市町と比較して、かなり高い割合となっています。

また、児童書の貸出し冊数については、この数年は年間3万冊を超えていましたが、令和2年度はコロナ禍による閉館の影響もあり22,407冊、約25%の減少となっています。

- ・広報わきに図書館の行事案内や新着図書・CDのお知らせを掲載するなど、子どもの読書に必要な情報の提供やレファレンスサービスによって相談に応じるなどの支援を行っています。

また、毎月、新刊児童書を紹介する「おはなし宅配便」を作成し、こども園、小学校低学年の園児・児童に配付しています。

- ・子どもたちが楽しくたくさんの本を読むことができるように、小学校入学時に読書貯蓄通帳（50冊分）を渡しています。意欲的に読書に取り組み、より多くの子どもたちが2冊目3冊目の読書貯蓄通帳へと進んでいくことが望まれます。

- ・例年秋に図書館まつりを開催し、児童書の古本のバザーや人形劇、ビデオ上映、おはなし会サークル「このゆびとまれ」による読み聞かせや紙芝居などを行っています。

・夏休みの読書感想文課題図書や読書感想画指定図書をとり揃えてのコーナー設置や、図書館での読書感想画の募集、図書館まつりでの表彰を行うなど、子どもたちの読書に対する関心を喚起しています。

・図書館ホームページへ各種イベントや展示コーナー設置などのお知らせを掲示するとともに、新着図書のお知らせや蔵書検索、Web予約などにご利用いただいています。年間のアクセス数は41万件を超えています。

・子どもたちに本の魅力や素晴らしさを伝え、その成長を見守り続けている読み聞かせボランティア おはなし会サークル「このゆびとまれ（通称：ゆびとま）」の皆さんに気持ちよく積極的に活動していただけるよう、読み聞かせ用の大型絵本や紙芝居などの整備や関係機関との調整を図書館職員が行っています。

また、幼児・小学生を対象としたお話会を月1回定期的に図書館隣の「おはなしのへや」で開催しています。

あなたが絶対に知るべき唯一のものとは、図書館の場所である

アルベルト・アインシュタイン

第3章 第三次計画における基本方針

和木町教育振興基本計画においては、その教育目標である「ふるさと和木に誇りと愛着を持ち、和木の将来を担う人づくり」に向け、子どもが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成へ参画していくために必要な教養を身につける契機とすべく読書活動推進事業を主要事業に掲げています。

子どもの読書活動は、人生をより深く生きる力を身につける上で欠くことのできないものであり、社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進を図るとともに、積極的にその環境づくりに努める必要があります。

和木の将来を担っていくのは子どもたちです。町内にはこども園、小学校、中学校がそれぞれ1施設ずつ設置されており、こども園の開設により0歳から15歳までの一貫した教育の推進を図ることができるようになった本町の特色・優位性を活かし、未来の人材を地域ぐるみ、まちぐるみで育てていくため、次の方針のもとで、子どもの読書活動を推進します。

1 地域ぐるみ、まちぐるみによる子どもの読書活動の推進

(1) 家庭、地域、学校が連携・協働した地域ぐるみ、まちぐるみによる推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じて社会全体で取り組むことが重要です。社会全体でめざす子どもの姿を共有した上で、家庭、地域、学校がそれぞれの役割を果たしながら、民間団体とも緊密に連携・協働するなど、相互に協力を図ることが求められます。このような観点から、社会全体での子どもの自主的な読書活動の推進を図るとともに、関係機関等のネットワークも活用しながら、必要な体制の整備に努めます。

(2) 発達の段階を意識した読書活動の推進

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を身につけるため、以下に掲げる発達段階ごとの読書に関する特徴に応じた取組を進めます。

その際、読書への関心が高まるよう、自主的、対話的な読書活動を推進するとともに、選書に気を配ること、活字をしっかりと読むことなど、読書の質を高めることへの留意を促します。

6歳まで：言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうことで本に興味を示すようになる。さらに、様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

小学生：(低学年) 一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。

(中学年) 最後まで本を読み通すことができる子と、そうでない子の違いが表われ始める。読み通すことができる子は、自分の考えと比較しながら読むことができるようになるとともに、多くの本を読むようになる。

(高学年) 本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れる。読書の幅が広がる一方、この段階で発達が留まったり、読書の幅が広がらなくなったりする場合もある。

中学生：共感したり感動したりすることができる本を選んで読むようになる。

自己の将来について考えるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

高校生：読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じて、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

(文部科学省 「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を要約)

(3) 読書活動を支える環境の整備

町立図書館や学校図書館、こども園図書コーナーの整備を継続的に推進することで、子どもの読書活動を支える環境における園児・児童・生徒間、地域間の格差が生じることのないよう努めていくことが重要です。

併せて、子どもたちの発達段階に応じて、自ら読書の楽しさを知るきっかけをつくり、読書の幅を広げ、読書体験を深めるような機会を提供するための環境づくりに努めることが必要です。このような観点から、家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会を提供するため、施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努めます。

2 子どもの読書活動を支える人材の育成

町立図書館への司書配置等については十分に対応できていない状況にあります。が、図書館司書や司書教諭、学校司書は、図書館資料の選択、収集、提供や子どもの読書活動の推進に資する取組の企画・実施など、子どもの読書活動の推進において重要な役割を担っています。また、民間読書ボランティア団体は、読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与しており、これらの人材を継続的に育成していくことが重要です。

このため、こうした子どもの読書活動を支える人材の確保や研修会参加等による資質の向上に努めるとともに、更なるネットワークの構築を図ります。

3 普及啓発活動

子どもの読書活動に関する関心と理解を深め、取組の更なる充実を図るためには、普及啓発活動が重要です。子どもの読書活動の重要性について理解が深まるよう、イベントや講座をはじめ、様々な広報媒体を活用し、読書活動の効果等について普及啓発をするよう努めます。併せて、先駆的、モデル的な取組の情報収集や提供、表彰による奨励等に努めます。

大人が子どもや社会に与えることができる最も素晴らしい贈り物のひとつは、子どもたちに読み聞かせることである。

カール・セーガン

第4章 第三次計画における施策の方向と具体的な取組

1 家庭における読書活動の推進

・子どもの読書週間は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われるよう、最も身近にいる保護者が率先して、子どもの読書活動の機会の充実や習慣化に積極的な役割を果たしていくことが必要です。また、家庭における読書は、本を介して家族が話し合う時間を持ち、きずなを深める手段としても重要です。このため、家庭においては、読み聞かせをしたり、図書館に出向いたりするなど、子どもが読書に親しむきっかけをつくることが重要です。

・図書館まつりや毎月定例のお話会で読み聞かせ等を行い、家庭での読み聞かせを啓発するほか、様々な情報メディアを通じて「うちどく（家読）」を奨励し、大人と子どもと一緒に読書することの大切さを呼びかけます。

引き続き、毎月15日を「いこいの日」として、ノーテレビ・ノーゲーム、親子読書の日として位置づけ、親子で会話やふれあいを大切にする日として取り組んでいきます。

・町立図書館において、「赤ちゃん絵本コーナー」の設置や子どもの発達段階に応じたお勧め本の紹介など、読書活動に資する情報が家庭に届けられるよう関係機関とともに広報活動の充実に努めていきます。

2 地域における読書活動の推進

・子どもたちが読書の楽しさや喜びを知り読書習慣を身に付けるためには、子どもから大人まで、多くの地域住民が一冊の本を手に取り、読書に関心を持ち、その楽しさを知ろうとするきっかけをつくり、機運を醸成することが重要です。そのため、「読書週間」「こども読書週間」を中心に、町立図書館が中核となって関係部署・機関等が連携のもとで、読書の魅力、本の力を広く発信していきます。

- ・社会福祉協議会は、より多くの方に応募していただけるよう、引き続き赤ちゃん絵本贈呈事業に取り組んでいきます。

- ・保健相談センターでは、保護者の興味・関心や子どもの発達段階に応じて、あらゆる機関と連携しながら子育てに関する情報や絵本に触れ合う機会を提供していきます。

3 こども園における読書活動の推進

- ・乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、こども園において、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待されます。

また、こども園内で行っている未就学児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが求められます。

- ・こども園では、読み聞かせを続けることで言葉に対する感覚を養い、保育者や保護者・人の話を聞く力にも繋がってほしいと思っています。今後も取組を続けていきます。

- ・保育教諭が読み聞かせに必要な知識・技能の向上を図る研修に参加できる機会をつくりたいと考えています。また、職員研修会などを通して、読み聞かせや読書活動の重要性を再認識するよう図っていきたいと思います。

- ・こども園図書コーナーでの貸出を通して、本を大切にすることや本を読むことをきっかけに、親子で町立図書館へ本を借りに行く足がかりになって欲しいと願っています。

4 学校における読書活動の推進

- ・学校教育法において、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこ

と」(第21条第5項)が規定されています。このことを踏まえ、学校においては、全ての子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるよう、発達の段階に合わせた適切な読書支援をすることが求められます。また、読書の量を増やすことのみならず、読書の質も高めていくことが求められています。

- ・学習指導要領においては、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書を充実させることとされており、「学校図書館ガイドライン」を参考に学校図書館の整備・充実を図ることが重要とされています。

また、コミュニティ・スクールの仕組みを活用して課題を分析し、家庭や地域と一体となった取組を進めることが重要です。

- ・小学校で「朝の読書」、中学校で「朝の読書」「まどいの時間」に取り組んでいます。静かな雰囲気の中でゆったりとした落ち着いた生活を送ろうとする心構えを育てるとともに、読書習慣を身に付けるため引き続きの取組を行います。

- ・小学校、中学校とも学校図書館は、児童生徒が読書・学習を行うのに十分なスペースが確保されています。引き続き児童生徒が利用しやすい環境をつくるため、図書の本棚の丁寧な配置やディスプレイに配慮します。

直近の蔵書数は、小学校11,785冊、中学校9,972冊で、学校図書館図書標準を大きく上回っています。今後も、新規導入や廃棄を適切に行い、十分な蔵書備えていくとともに、定期的に蔵書点検を行います。

また、学校図書館の管理ソフトと町立図書館のソフトとのデータ連携について、将来的に検討します。

- ・図書委員を中心に、読書にかかわる行事やアトラクションを企画・運営することで、児童生徒に読書に対する興味をより深めてもらい、意欲の向上をめざします。

5 町立図書館における読書活動の推進

- ・図書館には、図書館法及び「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」等に基づき、地域における子どもの読書活動の推進において中心的な役割を果たすよう努め

ることが望まれます。

子どもの読書活動を推進していくためには、町立図書館に豊富で多様な図書館資料を整備しておくことが求められます。このことから、児童図書 of 計画的な整備や子ども読書関連資料の充実・提供を図っていきます。

また、資料を適正に管理するため、毎年秋季に蔵書点検を行います。

・子どもたちや保護者の要望に応じた蔵書の充実を図るため、広くその声を募ります。

また、見やすく探しやすい配架となるよう引き続き施設の整備に配慮するとともに、展示コーナーに時季にあわせた児童書の企画展示を行い、子どもたちの読書に対する関心を高めていきます。

・地域社会全体に読書活動の意義や重要性を広く普及啓発し、子どもの読書活動を推進する機運を高めていきます。現在行っている広報、図書館ホームページや「おはなし宅配便」などに加え、「わきチャンネル」など新たな広報媒体による、子どもの読書活動の情報を積極的に発信、提供するよう努めます。

・町立図書館は、子どもの読書活動推進の拠点施設として、学校や関係部署・機関、ボランティア団体との連携強化を図るとともに、必要な支援を行います。

最後の頁を閉じた 違う私がいいた

2021・第75回 読書週間の標語



第5章 計画の推進体制

子ども読書活動推進計画に実行性を持たせるためには、家庭、地域、こども園・小学校・中学校及び町立図書館その他の関係部署・機関等において、日頃から子どもの読書活動の意義を推進するとともに、それぞれが連携・協力して推進体制を整備し、計画の進行管理を定期的に行うことが重要になります。

1 推進体制の整備

子どもの読書活動に係るボランティアや民間団体、学校等、町の関係部署・機関等、関係者が一体となって、建設的に計画を推進します。

町立図書館が中核となって、計画の推進体制を整備し、連携強化を図っていきます。

2 計画の進行管理

この推進計画に基づく施策や取組の実施状況を把握して、毎年度点検・評価をし、効果的・効率的な実施を図ります。

また、計画の達成状況や施策事業の進捗状況等を教員委員会関係の内部会議及び外部会議にて定期的に報告します。

3 財政上の措置

この推進計画において示した各種の取組に実効性を持たせるため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

覚えておこう。1冊の本、1本のペン、1人の子ども、そして1人の教師が世界を変えることができる。

マララ・ユスフザイ